免許番号 共第62号

漁場の位置 相生市地先

漁場の区域 次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

(除外区域1)ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域2)Gとエ、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(除外区域3)クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

## 点の位置

A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界(北緯34度45.31分、東経134度28.46分)

- B たつの市・相生市界地先 君島北端 (北緯34度45.17分、東経134度28.53分)
- C たつの市・相生市界地先君島南端(北緯34度45.07分、東経134度28.54分)
- D 最大高潮時海岸線における相生市·赤穂市界(北緯34度45.22分、東経134度27.05分)
- E 相生市桜ヶ丘町528番地地先(通称皆勤橋)南詰西端 (北緯34度47.92分、東経134度28.04分)
- F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角(北緯34度48.15分、東経134度27.77分)

G 相生市相生字鷲巣5308番地の1飯盛山東埋立地南東端(北緯34度47.20分、東経134度27.61分)

H 相生市突崎南の鼻先端 (北緯34度45.76分、東経134度27.75分)

I 相生市相生字大谷通称丸崎岩の東の鼻先端 (北緯34度46.14分、東経134度27.64分)

J 相生市相生字法師崎通称金堀岩南の鼻先端(北緯34度45.63分、東経134度27.54分)

ア Cから174度500メートルの点(北緯34度44.81分、東経134度28.57分)

イ Dから174度1,300メートルの点(北緯34度44.53分、東経134度27.14分)

ウ Eから最大高潮時海岸線に沿い西へ37メートルの点

(北緯34度47.93分、東経134度28.02分)

エ Gから181度46分1,446メートルの点

(北緯34度46.42分、東経134度27.58分)

オエから74度375メートルの点

(北緯34度46.47分、東経134度27.82分)

カ Iから最大高潮時海岸線に沿い北へ71メートルの点

(北緯34度46.17分、東経134度27.63分)

キ カから74度438メートルの点

(北緯34度46.24分、東経134度27.90分)

ク Hから最大高潮時海岸線に沿い西へ118メートルの点

(北緯34度45.75分、東経134度27.67分)

ケ クから161度309メートルの点

(北緯34度45.59分、東経134度27.74分)

コ Jから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点

(北緯34度45.63分、東経134度27.53分)

サコから161度171メートルの点

(北緯34度45.54分、東経134度27.57分)

令和5年9月1日 免許

共第62号

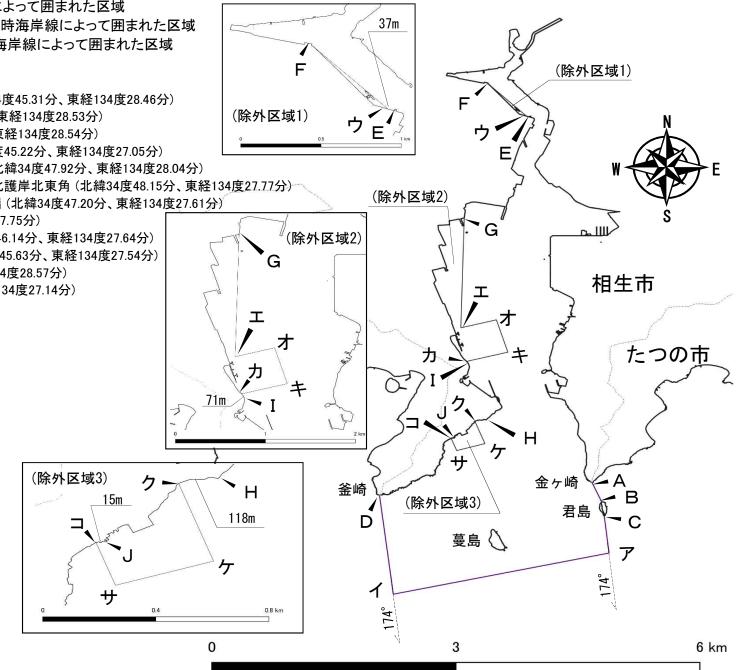


表								表示					
示番	漁	漁場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
号	Ž	魚業の	種類	主な漁獲物		漁業時期		漁業の種類	主な漁	獲物		漁業時期	制限又は条件
1	1 わかめ漁		漁業	まで		日から6月30日	2	雑魚かご網漁業		1) \$		日から12月31日	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。
	1 かき漁業			1月1 まで	日から12月31日								
	1	1 あさり漁業			1月1 まで	日から12月31日							
	1	ばかがい漁業			まで	日から12月31日							
	1	1 あかがい漁業			まで	日から12月31日							
	1	とりがい漁業			まで	日から12月31日							
	1	さるぼう漁業			まで	日から12月31日							
	1	うに漁業			まで	日から12月31日							
	1	1 なまこ漁業			まで	日から12月31日							
	1	たこ漁業			まで	日から12月31日							
	1	1 さざえ漁業			まで	日から12月31日							
	1	あわび漁業			1月1日から12月31日 まで								
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで									
	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで									
	2	ます網	漁業		1月1 まで	日から12月31日							
海	区	兵庫県瀬戸内海海区 免許都		免許番号	共第62号			摘要					

* = :			漁業権区	漁業権区		
表示番号	表示	順位番号		順位 番号		
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	相生市相生3丁目4番22号 相生漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日			
	令和5年9月1日		令和5年9月1日			